

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京学芸大学附属高等学校後援会泰山会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区下馬4丁目1番地5号 東京学芸大学附属高等学校内に置く。

一般社団法人東京学芸大学附属高等学校後援会 泰山会 定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京学芸大学附属高等学校（以下「本校」という。）の教育の趣旨に基づいて、本校及びPTA泰山会と緊密な連携を保ち、本校の教育への後援ならびに会員相互の親睦を図るとともに、本校の関係者その他の福祉の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校の教育の推進を助成する事業
- (2) 本校の生徒の学習・教員の教育研究及び学術研究の助成に関する事業
- (3) 本校の生徒の生徒会活動・クラブ活動・校外行事指導等の援助に関する事業
- (4) 本校の育英奨学に関する事業
- (5) 会誌の発行・講演会の開催、教育視察に関する事業
- (6) 本校の校外教育のための施設の保有・管理・運営に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、普通会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 普通会員 生徒の保護者でこの法人の目的に賛同して入会した者

平成23年2月3日 作成
 平成23年2月3日 公証人認証
 平成23年2月3日 法人設立
 平成23年12月12日 変更
 平成23年12月20日 変更登記

- (2) 保護者会員 生徒の2親等以内の親族でこの法人の目的に賛同して入会した者のうち、普通会員としてこの法人に入会した者以外の者
 - (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した卒業生、その保護者、旧教職員、この法人に縁のある法人または団体の構成員である個人
- 2 普通会員としてこの法人に入会できる者は、各家族に1名限りとする。

(入会)

第6条 会員としてこの法人に入会しようとする者は、別に定めるところにより申し込み、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の活動に充てるため、普通会員及び特別会員は、会費として、会員総会において別に定める額を支払うものとする。普通会員の会費は、普通会員が保護者となっている生徒の数を基準として定める。

(会員資格の喪失)

第8条 普通会員及び保護者会員は、次のいずれかの事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が保護者等となっている生徒全員が卒業または退学したとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 失踪宣告を受けたとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総普通会員の同意があったとき。

2 特別会員は、前項第2号から第6号のいずれかの事由によって、その資格を喪失する。

(退会)

第9条 会員は、この法人所定の退会届を事務局に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費の額その他必要な事項
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の会員総会は、定期会員総会及び臨時会員総会とする。

2 定時会員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 普通会員は、会員総会において、普通会員が保護者となっている生徒1名につき、1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総普通会員の議決権の3分の1を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の

過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の半数以上であつて、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 普通会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該普通会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権行使)

第19条 会員総会に出席できない普通会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3

分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

第6章 理事会

(構 成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、国立大学法人東京学芸大学に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剩余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。